

別表2 区域外就学基準

取扱事項		摘要（添付書類）	承諾範囲
転出  （甲府市 →他市町 村）	転出	転勤や家屋の新築等により、甲府地区広域行政区域及び近隣の市町村に転出した場合。	当該の学期末 又は 学年終了まで
	特殊学級	特殊学級に在学し、転出した町に、該当する特殊学級がない場合等。 （教育委員会で必要とする書類）	必要な期間
	通院	身体虚弱等により、通院治療が必要な場合。（診断書）	診断書による 通院期間
転入  （他市 町村→ 甲府市）	入院	市立甲府病院への入院による、山城小学校分校・城南中学校分校への就学の場合。	退院まで
	転入予定	住宅の新改築等により、甲府市内の学区への転入予定が明確な場合。 （建築契約書等）	転入日まで
	いじめ・不登校への対応	いじめ等により、現在の指定校以外へ変更することで、状況が改善されると判断される場合。（学校、保護者、児童・生徒からの状況説明書等、教育委員会で必要とする書類。）	必要な期間